

答申保第53号
平成28年9月13日
(諮問保第67号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報の一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成27年3月17日付けで、「諮問第58号に係る以下の文書 1.平成14年8月28日付決裁文書に綴られた本件請求人〇〇に関する事案説明資料(最初から数えて1～2頁のみ) 2.平成15年2月18日処分理由説明書(若しくは口頭意見陳述書)(最初から数えて1～2頁のみ)」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成27年4月13日付け学法第25号で、本件保有個人情報一部開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成27年6月14日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 本件保有個人情報が条例第13条第1項及び同条第2項ただし書きイ、及び、同条第3項ただし書きイに該当するものだから、開示されるべきである。

イ 鹿児島県が異議申立人の母に障害があることを理由に差別した上、本件異議申立人の性を蔑視し、わざと捜査を行わなかったというべきものである。

ウ 本件異議申立人は被害者からみて成年後見人であった。今正に、鹿児島県の言い分が詳らかになる時期が到来した。開示なくして、何ら試されるものでない。よって、原決定を取り消し鹿児島県は本件異議申立人に開示しなければならない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

異議申立人が平成14年に行った、鹿児島県警察本部長の公文書不開示決定処分に対する鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)への審査請求について、鹿児島県情報公開審査会(以下「旧審査会」という。)に諮問された諮問第58号事案に係る以下の保有個人情報

ア 対象保有個人情報 1

「処分理由説明書(写し)の送付及び意見書の提出について(伺い)」(平成14年8月28日決裁)中の「請求人(〇〇)に関する事案説明資料」中のあなたに関する情報

イ 対象保有個人情報 2

「第21回鹿児島県情報公開審査会議事録」中の実施機関による処分理由説明部分中のあなたに関する情報

(2) 一部開示決定の理由

ア 先例の答申について

本件対象保有個人情報は、平成26年9月5日付け答申保第42号(諮問保第50号)(以下「先例答申」という。)に係る対象保有個人情報の一部であり、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)により、一部開示決定処分は妥当であるとの答申がなされている。

したがって、諮問保第50号事案と同様、条例第13条第7号に該当する情報を、不開示とした。

イ 条例第13条第7号該当性について

本件対象保有個人情報に係る公文書は、旧審査会事務局である実施機関が、諮問第58号事案の調査審議に係る事務の遂行において作成又は取得した文書であることから、同号本文の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

ウ 対象保有個人情報 1

(ア) 「請求人(〇〇)に関する事案説明資料」中「2 開示請求に至るまでの経緯」の記載及び「3 請求人に対する説明の状況等」②の記載(以下「本件不開示情報1」という。)について

対象保有個人情報1は、旧審査会における諮問事案の調査審議のために公安委員会が提出したものであり、本件不開示情報1を開示することにより、今後の公安委員会からの諮問事案について、審査会における審議に必要な情報を得ることが困難となり、調査審議に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるこ

とから、条例第13条第7号に該当するため不開示とした。

- (イ) 「請求人(〇〇)に関する事案説明資料」中「3 請求人に対する説明の状況等」①の記載(以下「本件不開示情報2」という。)について

諮問第58号事案は、存否応答拒否による不開示決定処分に対する審査請求に係る諮問事案であり、本件不開示情報2を開示することにより、旧審査会において存否応答拒否は妥当と判断したにもかかわらず、対象公文書の存否が明らかとなるなど、諮問事案の調査審議に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号に該当するため不開示とした。

エ 対象保有個人情報2

- (ア) 1頁30行目8文字目から2頁16行目29文字目まで(以下「本件不開示情報3」という。)について

本件不開示情報3を開示することにより、今後の公安委員会からの諮問事案について、審査会における審議に必要な情報を得ることが困難となり、調査審議に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号に該当するため不開示とした。

- (イ) 2頁19行目5文字目から33行目まで(以下「本件不開示情報4」という。)について

本件不開示情報4を開示することにより、旧審査会において存否応答拒否は妥当と判断したにもかかわらず、対象公文書の存否が明らかとなるなど、諮問事案の調査審議に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号に該当するため不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年6月23日	諮問を受けた。
平成27年7月24日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成27年7月28日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成28年7月20日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
平成28年8月24日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。実施機関は本件不開示情報1から4までを条例第13条第7号に該当する

として一部開示としている。

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、先例答申における対象保有個人情報と同一のものであると認められ、実施機関の条例第13条第7号該当性における説明も同旨である。

本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議した結果、先例答申における判断を変更すべき事情の変化等は認められず、これと同一の判断に至った。その判断の理由は次のとおりであり、その内容は先例答申と同旨である。

イ 条例第13条第7号(事務又は事業に関する情報)該当性について

(ア) 条例第13条第7号本文では、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

なお、本件対象保有個人情報に係る文書は、旧審査会事務局である実施機関が、諮問第58号事案の調査審議に係る事務の遂行において作成又は取得した文書であることから、同号本文の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

(イ) 本件不開示情報1及び3の条例第13条第7号該当性

本件不開示情報1及び3は、警察による捜査の詳細に関する情報である。

鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「審査会条例」という。)第9条第1項は、「審査会(第6条第1項の規定により部会に調査審議させる場合にあっては、部会。以下同じ。)は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求められない。」、第2項は、「諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。」、第3項は、「審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めすることができる。」、第4項は「第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。」と規定している。

審査会の調査権限において、実施機関が必ず審査会へ提示しなければならないのは、審査会条例第9条第1項に規定されている対象公文書又は対象保有個人情報だけであつて、第3項に規定する整理資料等に関しては、提出を求めるとだけ規定しているに過ぎず、実施機関が必ず応じなければならないとは規定していない。

当審査会において本件対象保有個人情報1を見分したところ、当該公文書には、審査請求の経緯や不開示にした理由等が記載されている。事案の概要等を把握するために、当審査会事務局においても、実施機関に整理資料の作成及び提出を求めることがあることから、本件対象保有個人情報1についても、調査審議のために旧審査会事務局が実施機関に作成及び提出を依頼した整理資料であると考えられる。

したがって、本件不開示情報1を開示すると実施機関との信頼関係が損なわれ、今後、資料提供等の協力を得られなくなるおそれがある。

また、第4項に規定する実施機関への陳述要求についても、実施機関は、必ず応じなければならないわけではなく、応じたとしても、後に議事録中に記載された捜査に関する本件不開示情報3が開示されることになれば、不開示情報を含めた率直な説明を行うことについて躊躇するおそれがある。

このため、本件不開示情報1及び3を開示することによって、今後の公安委員会からの諮問事案について、審査会における審議に必要な情報を得ることが困難となり、調査審議に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報1及び3を条例第13条第7号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 本件不開示情報2及び4の条例第13条第7号該当性

諮問第58号事案は、存否応答拒否による不開示決定処分に対する審査請求に係る諮問事案である。

本件不開示情報2及び4は、諮問第58号事案の対象公文書の存否に関する情報であり、旧審査会で、存否応答拒否による不開示処分が妥当であると判断されている。このような対象公文書の存否が分かる情報を開示すると、旧審査会の諮問結果を覆すことになり、審査会の信頼を大きく損ねることになりかねない。その結果、実施機関からの協力を得られなくなり、審査会の調査審議に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報2及び4を条例第13条第7号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(エ) 異議申立人の主張について

異議申立人は本件対象保有個人情報の開示について種々主張をするが、当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。